

平成 22 年 9 月 3 日

公開草案「確定給付制度 / IAS 第 19 号の改定案」に対する意見

企業年金連合会

国際会計基準審議会 (IASB) が 2011 年までの公表を目指している IAS 第 19 号「従業員給付」の改正に向け、その公開草案「確定給付制度 / IAS 第 19 号の改定案」を公表されたことに対して敬意を表します。

企業年金連合会は日本における企業年金の通算事業を行うために法律に基づき設立された団体であり、当該事業のほか、企業年金に関する情報提供や関係各方面への提言・要望等、企業年金の充実と発展を目指した活動を行っています。

IAS 第 19 号「従業員給付」が世界基準としての役割を担っていることから、その改正にあたっては、各国の企業年金の実態を十分に把握した上で、普遍的な基準を目指していく必要があります。

わが国における企業年金のナショナルセンターの役割を担っている連合会として、以下のとおり、公開草案に対する意見を提出します。

記

1. 貸借対照表における即時認識について (質問 1)

貸借対照表において確定給付負債 (資産) の純額 を認識しなければならないとされているが、その是非を判断するためには確定給付債務の意義やその評価方法についての議論が先に行われなければならない。少なくとも確定給付債務が評価日における確定給付制度の実態を反映し、適正に測定されるものとなっていることは不可欠である。

現行の予測単位積増方式に基づく確定給付債務については、昇給を含めることの是非やキャッシュバランスプランの取扱いなどを含め、様々な問題が指摘されている。特に、キャッシュバランスプランにおいては債務の評価方法により、資産との対比が適正でない場合がある。これらの根本的な課題

を解決せずに、確定給付負債(資産)の純額の認識を強制適用させることは時期尚早であり、反対である。

なお、企業年金は数十年以上の長期にわたる制度であり、長期の不確定事象を対象に債務として評価していく必要がある一方で、用途が限定され、長期の運用が可能な資産を経済社会に提供できるという機能も有している。したがって、企業年金は資本市場において長期投資ができる機関投資家として重要な役割を担っており、その機能を有効に活用していくことは経済社会にとって大きな意義がある。そのためには、企業年金を維持していく過程で発生する短期的変動を許容する仕組みが必要であり、会計基準のあり方は大きな影響をもたらすことになる。未認識数理計算上の差異の取扱いとして、現行基準にある「貸借対照表における遅延認識」と「その償却にあたっての回廊アプローチ」の組合せは、社会的な役割をもつ長期の制度に対して債務や資産の短期的あるいは循環的変動を吸収できる優れた仕組みであり、開示方法の改善などを行ったうえで、選択肢として継続する必要がある。

積立不足のときは確定給付負債の純額(確定給付債務から年金資産を控除した額)を負債勘定に、積立超過のときは確定給付資産の純額(年金資産から確定給付債務を控除した額に一定の上限を設けた額)を資産勘定に認識することになる。

2. 過去勤務費用について(質問2)

公開草案では受給権が確定する前の過去勤務費用については遅延認識 から即時認識に改定することとされている。

しかしながら、例えば給付増額などの制度変更については、従業員の勤労意欲を向上させる効果が将来にわたって期待されるところであり、従業員の受給権が確定しているかどうかにかかわらず、平均残存勤務期間内での過去勤務費用の償却を可能にすべきである。すなわち、過去期間に係る債務の変化の発生という事実のみを捉え、過去勤務費用の即時認識を強制

適用させることは、その効果に期待して企業が制度変更を行っている実態を表しておらず、反対である。

現在、受給権が確定する前の過去勤務費用については受給権確定時までの平均期間による償却を行うことになっている。なお、受給権が確定している過去勤務費用については即時認識とされている。

3. 期待運用収益について(質問 5)

年金資産に係る利息収益を計算するにあたり、年金資産と関連がない確定給付債務の計算に使用される割引率を用いることは合理性に欠けるとともに、場合によっては債券による運用水準を目標にしてしまうなど、本来長期投資を目指すべき企業年金の運用方針を変質させて資本市場に大きな影響をもたらす可能性があり、反対である。

年金資産は様々な種類の投資で構成されており、年金資産に係る収益は、そのポートフォリオのもとで想定される期待運用収益と、それ以外の公正価値の変動から生じた金額とに区分されるが、期待運用収益率は年金資産の長期運用目標を示しており、これによる期待運用収益を年金資産に係る財務費用として用いることが合理的である。

なお、期待運用収益率の設定における恣意性の排除については、その設定方法の説明や年金資産のポートフォリオなどの開示を充実していくことにより対応できる。

4. 確定給付債務におけるリスク・シェアリングについて(質問 13(g))

わが国には、リスク・シェアリングとして、公開草案に記載されている従業員拠出がある制度の他に、国と企業で明確にリスク分担を行っている厚生年金基金制度の代行部分があり、厚生年金基金が公的年金の一部の給付支払いを代行している。2004 年の法律改正によって、国は当該給付のための財源およびその数理的リスクを全面的に負うこととなり、企業は当該給付の

ための財源に係る運用リスクのみを負うこととなった。しかしながら、わが国の会計基準においては、代行部分の債務として、通常の企業年金の確定給付債務と同様の評価基準に基づく金額を使用している。これは、国から提供された財源の残額(最低責任準備金)と異なる額であり、企業の負担の実態を反映していない。

国と企業の間で独自のリスク分担の仕組みがある場合を含めて、債務の評価が適正に行えるように会計基準を明確にする必要がある。リスク・シェアリングに関する論点において、上記の例を含めた検討を行い、早期に結論を出していただきたい。

以上